

## 一定の規模以上の土地の形質の変更等に係る届出について

土壤汚染対策法（以下、「法」という。）の改正により、3,000 m<sup>2</sup>以上の面積の土地の形質を変更しようとする者は、工事に着手する日の30日前までに市に「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」の提出が義務付けられました。

また、22年10月1日から施行されている改正された県民の生活環境の保全等に関する条例（以下、「条例」という。）の規定においても、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更時に、「過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書」の提出が必要とされていますので、今後、対象となる工事を行われる方は、2つの届出・報告が必要となります。

### 1 届出・報告を行う者

#### 法

当該工事の施行に関する計画の内容を決定する者が届出者となります。

#### 条例

当該工事の施行に関する計画の内容を決定する者が報告者となります。

### 2 届出・報告の期日

#### 法

土地の形質の変更に着手する30日前まで

#### 条例

法と同時に提出をお願いします。

### 3 届出・報告が必要な行為

#### 法及び条例の共通事項

土地の形質の変更（掘削、盛土等の土地の形状を変更する行為）の面積の合計が3,000 m<sup>2</sup>以上となる行為。ただし、次のいずれかに該当する場合は届出・報告不要です。

#### ①盛土しか行わない場合

（注）一部でも掘削を伴う場合は、盛土区画を含めて届出対象となります。

#### ②形質変更（掘削等）の深さが最大50cm未満であって、事業区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為

#### ③農業を営むために通常行われる行為であって、事業区域外への土壌の搬出を行わないもの

#### ④林業の用に供する作業路網の整備であって、事業区域外への土壌の搬出を行わないもの

#### ⑤鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

条例については、次の場合も報告不要です。

#### ①形質の変更前の土地が、すべて農用地の土壌の汚染防止に関する法律第2条第1項に規定する農用地の場合

#### ②上記のほか条例第44条に規定する土地の場合

## 4 届出に必要な書類

### 法（2部提出）

- 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（法様式第6）
- 土地の形質の変更の規模（面積）を示した書類
- 形質変更範囲の境界を掘削範囲と盛土範囲とを区別して示した平面図
- 盛土、切土等の高さを示した図面（断面図等）
- 届出者が当該土地の土地所有者等と異なる場合、土地所有者等の同意があることを証する工事の請負契約書等の書類

### 条例（2部提出）

- 過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書（条例様式第32）
- 過去の地図又は航空写真の写しであって、工場等の設置状況等の履歴がわかるもの（作成年又は撮影年を記載し、該当場所を明確にすること）
- 過去の地図等の確認により、特定有害物質等取扱事業所の設置履歴が確認された場合には、該当する物質及び使用量、使用場所を示した図面並びに工場配置図

### どちらにも該当する添付書類

- 行為を行う場所の位置図
- 行為を行う土地に係る登記事項証明書及び公図の写し

## 5 土壌調査について

次の事項に該当する場合、土壌調査の実施が必要になる場合があります。

### 法

法施行規則第26条に規定する「汚染されているおそれがある土地の基準」に該当する場合

### 条例

条例39条の2第2項に規定する「汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるとき」に該当する場合

## 6 その他

- 1 同一の事業の計画や目的のもとで行われる形質変更等であり、時間的に近接性があり実施主体が同じ場合、一つの土地の形質の変更の行為となります。
- 2 調査の結果、汚染が判明した場合は、その状況に応じ形質変更等に制限が発生する場合があります。
- 3 土壌調査が不要とされた場合でも、当該土地に土壌汚染が存在しないことが保証されるものではありません。
- 4 法の届出について、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、法第66条に基づく罰則規定の適用を受けます。（3月以下の懲役又は30万円以下の罰金。）
- 5 条例の届出について、届出をしない者は、届出について勧告を受け、勧告に従わない場合は、勧告の内容を公表される場合があります。

### 届出・相談・お問合せ先

春日井市環境部環境保全課 環境監視担当（市役所3階）

〒486-8686 春日井市鳥居松町五丁目44番地 Tel 0568-85-6217 Fax 0568-84-8731

E-mail hozen@city.kasugai.lg.jp

# 記入例

様式第六（第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

春日井市長 殿

当該事業の施行に関する計画の内容を決定する者が届出者となります。

〇〇年 〇月 〇日

届出者 住所 春日井市〇〇町〇番地  
氏名 〇〇株式会社  
取締役社長 〇〇  
(名称及び代表者氏名)

代表者印

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	春日井市〇〇町〇番地、□番地、△番地
土地の形質の変更の場所	別紙のとおり
土地の形質の変更の着手予定日	平成〇〇年〇月〇日
土地の形質の変更の規模	〇〇 m <sup>2</sup>

当該土地に何筆がある場合、全ての土地の地番を記入

土地の形質の変更に着手する30日前までに届出

土地の形質の変更（掘削、盛土等の土地の形状を変更する行為）の面積の合計

様式は次のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.city.kasugai.lg.jp/shinsei/shinsei/kankyoseisaku/2352youshiki.html>

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

# 記入例

様式第 32 (第 40 条関係)

## 過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書

〇〇年 〇月 〇日

春日井市長 殿

当該事業の施行に関する計画の内容を決定する者が報告者となります

「対象地面積」は、土地の形質の変更（掘削、盛土等の土地の形状を変更する行為）の面積の合計を記入

「事業計画面積」は、事業計画敷地全体の面積を括弧書きで記入

住 所 春日井市〇〇町〇番地  
 報告者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇  
 氏 名 〇〇株式会社  
 取締役社長 〇〇  
 (名称及び代表者氏名)

代表者印

県民の生活環境の保全に関する条例第 39 条の 2 第 1 項の規定により、過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等について調査しましたが、その結果は、次のとおりでしたので報告します。

当該土地に何筆かある場合、全ての土地の地番を記入

土地の形質の変更に係る事業の名称 〇〇ショッピングモール新築工事

土地の形質の変更を行う場所 春日井市〇〇町〇番地、□番地、△番地

対象地の概要  
 対象地面積（事業計画面積） 〇〇㎡（〇〇㎡）

現在の土地利用状況 〇〇株式会社の事務所として使用

土地の形質の変更の種類 土地造成後、商業施設を建設する。

過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等の調査結果  
 登記簿において当該土地は昭和 36 年に田から宅地に地目変更されている。また、住宅地図によると、昭和 52 年以降現在まで〇〇製造工場の事務所があった。しかし、有害物質の取り扱いはなかった。  
 有害物質等取扱事業所が設置されていた履歴はなかった。

土地履歴調査の結果を記入。有害物質等取扱事業所が設置されていたことが判明した場合、設置されていた事業場名、期間、取扱っていた有害物質の種類及び量、事故の有無等の詳細を記入

土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 〇〇市〇町〇 〇〇株式会社  
 取締役社長 〇〇

当該土地に何筆かある場合、全ての土地の所有者を記入

★様式は次のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.city.kasugai.lg.jp/shinsei/shinsei/kankyoseisaku/2352youshiki.html>

★添付書類について

住宅地図（S40～、コピー可）は春日井市図書館（電話：0568-85-6800）で入手できます（著作権者による承諾が必要）。

過去の地図（S34～、都市計画基本図B2判 1 枚100円）及び航空写真（S34～、1500円～）は市役所都市政策課（9F）で入手できます。